

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】2
- 北九州市市税条例の規定による申告等の期限に係る期日の指定【財政局税務部税制課】3

◇ 公 告

- 地区計画の変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】4
- 地区計画の原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】5

北九州市告示第434号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月5日

北九州市長 北橋健治

14 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

| | | | |
|----------|---------|----------|---|
| 日明13号倉庫敷 | 小倉北区西港町 | 1,777.18 | を |
| 日明14号倉庫敷 | 小倉北区西港町 | 1,753.32 | |

」

| | | | |
|----------|---------|----------|---|
| 日明13号倉庫敷 | 小倉北区西港町 | 1,777.18 | に |
|----------|---------|----------|---|

」

改める。

14 港湾施設用地の港湾厚生施設敷の表の小倉の項中

| | | | |
|-------------|---------|-------|---|
| 日明2号港湾厚生施設敷 | 小倉北区西港町 | 50.06 | を |
| 日明3号港湾厚生施設敷 | 小倉北区西港町 | 49.16 | |

」

| | | | |
|-------------|---------|-------|---|
| 日明2号港湾厚生施設敷 | 小倉北区西港町 | 50.06 | に |
|-------------|---------|-------|---|

」

改める。

北九州市告示第435号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、平成30年北九州市告示第342-2号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から同年11月26日までの間に到来するものについて、下記のとおり指定する。

平成30年11月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する地域

| 都道府県名 | 地域 |
|-------|--|
| 岡山県 | 岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町 |
| 広島県 | 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町 |
| 山口県 | 岩国市周東町 |
| 愛媛県 | 宇和島市、大洲市、西予市 |

2 指定する期日

| 対象となる期限 | 指定する期日 |
|--------------------------------------|-------------|
| 平成30年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第2期及び第3期に係る納期限 | 平成31年1月31日 |
| 平成30年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限 | 平成30年12月10日 |
| 平成30年度分の固定資産税及び都市計画税の第2期に係る納期限 | 平成30年12月28日 |
| 上記以外の申告等に関する期限 | 平成30年11月27日 |

北九州市公告第726号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成30年11月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

| 名称 | 区域 |
|-------------|----------------|
| 大里本町西地区地区計画 | 北九州市門司区松原一丁目地内 |

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年11月5日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、平成30年11月26日までに、上記縦覧場所に到着するように提出
すること。

北九州市公告第727号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成30年11月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

| 名称 | 区域 |
|-------------|---|
| 長野・津田地区地区計画 | 北九州市小倉南区津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目及び大字長野地内 |

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

4 縦覧期間

平成30年11月5日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年11月26日までに、北九州市建築都市局計画部都市計画課に到着するように提出すること。